

農福マルシェ開催事業委託公募要領

1 趣旨

障がい者就労支援施設で生産した農作物等の販売会(マルシェ)を開催することで、障がい者就労支援施設の販売機会を確保するとともに、障がい者就労支援施設が実施している農業政策の認知度向上や農業経営体等との連携強化を図り、販路拡大につなげることを目的として行う。

2 委託期間

契約日から令和8年(2026年)3月6日まで

3 応募資格

次に掲げる項目を全て満たす事業者とする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、より効果が見込まれる事業内容の提案ができること。
- (2) 本事業を適切に運営できる実施体制を整えることができること。
- (3) 県との連絡調整が緊密にでき、農福マルシェ開催後に県と事業所へ報告を速やかに提出できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本事業の公募開始の日の6ヶ月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 大分県発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 事業概要

(1)名称

農福マルシェ開催事業

(2)実施期間及び実施回数

契約日～令和8年(2026年)3月6日の間に2会場以上、かつ、計4日間以上実施する。

(3)契約限度額

3,000千円(消費税込み)

(4)実施報告書の提出

受託事業者は事業終了後直ちに実施報告書を県に提出する。

(5)実施内容等

①農福マルシェ開催会場の確保・諸条件についての調整

開催日程及び販売手数料等について、開催会場の施設管理者等と調整を行う。

※農福マルシェへの出店を希望する障がい者就労支援施設(以下、「出店事業所」という。)については、開催計画に基づき大分県福祉保健部障害者社会参加推進室が募集し、選定を行う。

②商品ごとの売上金額の管理

大分県から開催の10日前を目処に提供される販売商品の情報に基づき、商品ごとの売上金の管理を行い、農福マルシェ終了時に各出店事業所の売上集計を行う。

③障がい者就労支援施設との調整

出店事業所と搬入・搬出等の円滑な開催に必要な事項について調整を行う。

④販売員の配置

店頭販売を行う販売員の配置を行う。

⑤販促物の制作

出店事業所や販売商品を紹介する販促物の制作を行う。

⑥開催の準備

開催会場の設営、出店事業所から販売商品の受領、販売商品の陳列など開催に必要な準備を行う。

⑦農福マルシェの実施

当日、農福マルシェを運営するとともに、農福マルシェ開催後の販売につながるよう努める。

⑧実績集計及び売上金の分配

農福マルシェの実績を集計し、開催日から10日以内に各出店事業所に対して売上金を振り込む。(各出店事業所の振込口座については、大分県を通じて提供を行う。)

⑨報告書の作成

開催ごとの農福マルシェ売上、当日の状況がわかるもの、購入者や出店事業所の意見等がわかるものを作成する。

(6)その他

提案内容については上記(5)の要件を踏まえたうえで、より農福マルシェ当日の売上向上や農福マルシェ後の販売促進につながる効果が見込まれる各社独自の支援内容や企画の提案を可とする。

なお、これら独自提案の実施については、提案の内容、回数等と併せて、委託業者の採択後に県及び各事業所と調整したうえで行うものとする。

5 審査

(1)審査方法

書類審査により、(2)に掲げる各審査項目について審査し、最も優れた企画を提出した事業者を選定する。

審査は、(2)審査項目に基づき審査委員会が実施する。

(2)審査基準

審査に当たっては農福マルシェ開催事業委託審査基準表(以下「審査基準表」という。)のとおり、企画内容、業務実施体制、経費見積等に基づき総合的に行う。

(3)失格となる場合

- ① 提出日に遅れた場合
- ② 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合

(4)審査結果は、企画書提出事業者全員に通知する。

6 提出資料((1)～(4)で計30枚以内とする。)

(1)農福マルシェ開催事業委託公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)

(2)任意様式による事業企画書等

①事業企画書(任意様式)

基本方針、事業に関する考え方、目指す成果、本要領4(5)に沿った事業の実施方法(具体的内容)、実施体制、売上向上、その後の販売促進へのアピールポイント等。

②概算見積書

③付属資料(任意)

(3)会社概要がわかる資料

(4)類似業務実績調書(様式第2号)

(5)提出部数 4部

(6)提出日と提出先

令和7年(2025年)4月22日(火)午後5時(必着)までに上記(1)～(4)を大分県福祉保健部障害者社会参加推進室就労促進班に提出する。

(7)提出資料に係る留意事項

- ①提案件数は1件とし、提出後の加除は認めない。

②提出資料の製本は以下のとおりとする。

ア 本要領6(1)～(4)を一式(A4版)とし、左側をホッチキスで2カ所綴じる。

イ 表紙は「農福マルシェ開催事業委託業者選定のための資料」とする。

ウ アを封筒に入れること。封筒の表面に住所又は名称、代表者氏名、担当者氏名、電話番号及びFAX番号を明記する。

③提出いただいた資料は返却しない。

7 説明聴取

提出資料についてのヒアリングを行う場合は、後日文書等により連絡する。

8 スケジュール

(1)企画書提出期限 令和7年(2025年)4月22日(火)午後5時必着

(2)審査結果通知 令和7年(2025年)5月2日(金)

(3)実施時期 契約日から令和8年(2026年)3月6日まで

9 留意事項

(1)費用

ア 企画提案に要する費用は、すべて事業者の負担とすること。

イ 会場運営先に支払う販売手数料等については、委託費に含めないこと。

ウ 会場運営先に支払う会場使用料については、委託費として積算すること。

エ 各出店事業所に対して売上金を振り込む際の振込手数料については、委託費として積算すること。

(2)契約

審査の結果、最も優れた企画を提出した事業者として選定した者と、委託内容、契約条件等について協議した上で、契約限度額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3)秘密の保持

提出された企画書については、本要領に基づく委託業者の選定以外の目的に使用しない。

(4)その他

公募後に出店事業所を選定するため、採用された企画書がそのまま仕様書となるとは限らず、それを基に加除修正し、最終的な仕様書となることがある。

10 質疑応答

質疑がある場合は、令和7年(2025年)4月15日(火)までに質問票(様式第3号)で下記問い合わせ先に送付すること。(FAXも可。ただし、送信した旨を連絡すること。)

問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害者社会参加推進室 就労促進班 大久保

電話:097-506-2726 FAX:097-506-1736

E-mail: a12370@pref.oita.lg.jp